

# 斯界の時代を劃す

## 「健保」醫療契約案

### 日本醫師會より發表さる

#### 請負總額は總計約一千百萬圓 社會局使途を「日醫」に一任す

豫ねて社會局保險部對「日醫」幹部間に於て交渉中であつた、健康保險療養給付に關する交渉内容は、この程大體双方の主張に一致點を見出し契約書案の成立を見たこと前號報道の如くであつたが、その後右契約書案並に覺書案は何れも内務大臣の決裁を経て、去る十二日午後三時日本醫師會より左記の如く發表した。

### 契約書案

健康保險法に基き政府の管掌する健康保險の被保險者の診療(齒科診療を除く)に關し政府と日本醫師會との間に契約を締結すること左の如し。

**第一條** 日本醫師會は本契約の定むる所に依り健康保險の被保險者の疾病又は負傷の診療を引請くるものとする但し健康保險法第四十八條の規定に依るものに付ては此の限に在らず。

**第二條** 日本醫師會は前條の診療を爲す爲私立の診療所に於て診療に従事する醫師に付診療擔當者を定め被保險者の診療に支障なからしむるものとす。

**第三條** 診療擔當者の診療を爲す被保險者の範圍は診療所々在地在を管轄する健康保險署の管轄に屬する被保險者及び其の管轄區域内に住所を有する被保險者とす。

緊急の場合又は被保險者が其の屬する健康保險署の署長の承認を受けたる場合に於ては診療擔當者は前項の範圍に屬せざる被保險者と雖も其の診療を爲すものとす。

**第四條** 日本醫師會の引請くる診療の範圍左の如し。  
一、診療(往診宅診及處方箋の交付を含む但し健康診断を含まず)  
二、藥劑又は治療材料の支給(治療材料中矯正眼鏡以外の眼鏡、松葉杖の類を含む)  
三、處置、手術其の他の治療(轉地療養を含む)

**第五條** 日本醫師會は診療上必要に應じ被保險者を病院に收容するものとす日本醫師會前項に依り被保險者を病院に收容したる場合に於ては其具其の他の設備及び賄を供するものとす。

**第六條** 政府が本契約に依り日本醫師會の引請けたる診療に對し支拂ふ毎月の報酬額は金七圓四拾貳錢六厘七毛の十二分の一に相當する金額に其の月末日現在に於ける被保險者總數を乗じて得たる額より政府に於て診療を委託したる官公立病院及藥劑師に支拂ふべき其の月分の報酬額を控除したる殘額とす。

**第七條** 前條第一項の規定に依り計算したる報酬を日本醫師會に支拂ひたる後政府が官公立病院又は藥劑師より其の月分の報酬に付請求を受けたるときは天災其の他已むを得ざる事由ありたる場合に限り其の金額を便宜翌月分の報酬額に算入するものとす。

**第八條** 日本醫師會は政府の支拂ふ報酬の一部を本契約の定むる義務を履行する爲必要な事務の費用に充てむとするときは其の額を定め計算の基礎を明にし豫め政府の承認を受けるものとす。

**第九條** 日本醫師會は診療擔當者に對する報酬額の分配方法を定め豫め政府の承認を受けるものとす

**第十條** 日本醫師會は政府より受けたる報酬を診療の引請を履行する爲に要する經費以外に使用することを得ざるものとす。

政府は日本醫師會に支拂ふべき毎月分の報酬を第一項に依り計算を了したる後遅滞なく日本醫師會に支拂ふものとす。

**第七條** 前條第一項の規定に依り計算したる報酬を日本醫師會に支拂ひたる後政府が官公立病院又は藥劑師より其の月分の報酬に付請求を受けたるときは天災其の他已むを得ざる事由ありたる場合に限り其の金額を便宜翌月分の報酬額に算入するものとす。

**第八條** 日本醫師會は政府の支拂ふ報酬の一部を本契約の定むる義務を履行する爲必要な事務の費用に充てむとするときは其の額を定め計算の基礎を明にし豫め政府の承認を受けるものとす。

**第九條** 日本醫師會は診療擔當者に對する報酬額の分配方法を定め豫め政府の承認を受けるものとす

**第十條** 日本醫師會は政府より受けたる報酬を診療の引請を履行する爲に要する經費以外に使用することを得ざるものとす。

**第十一條** 日本醫師會は政府より受けたる報酬に關する會計を一般會計と區別し整理するものとす。

**第十二條** 日本醫師會は前條の會計に關する豫算書及決算書を社會局に提出するものとす。

**第十三條** 日本醫師會は診療擔當者をして本契約に従ひ診療に従事せしめ第十四條乃至第二十六條に定むる事項を遵守せしむるものとす。

**第十四條** 診療擔當者は健康保險法令の規定に従ひ診療に従事するものとす。  
**第十五條** 診療擔當者は一回の費用二十圓を超える處置、手術其の他の治療を爲さむとするときは健康保險署長の承認を受けるものとする。

健康保險署長の承認を受けるものとする。

**第十六條** 診療擔當者診療上被保險者を病院に收容し若し之を移送し又は被保險者に看護婦を附するの必要ありと認むるときは健康保險署長の承認を受け其の取計ひを爲すものとす。

診療擔當者は前項の移送又は看護に要したる費用に付其の支拂を受くべき者に對し其の證明を爲すものとす。

**第十七條** 診療擔當者被保險者より診療を求められたるときは被保險者證又は療養證明書を提出せしめ診療を受けるの資格あることを確めたる後診療を爲すものとす。

診療を受けるの資格あること明かなる被保險者にして己むを得ざる事由に因り被保險者證又は療養證明書の提出を爲す能はざる者に付ては診療擔當者診療を爲し其事由止みたる後遅滞なく被保險者證又は療養證明書を提出せしむるものとす。

**第十八條** 診療擔當者被保險者の診療を爲すに當り健康保險法施行規則第四十五條第四項の事業主の證明書の提出なきも其の疾病又は負傷が業務上の事由に因るものと認めたるときは意見を附し其の旨を直に健康保險署長に通知するものとす。

**第十九條** 診療擔當者健康保險法第四十七條第三項の規定に依り診療を受けるの資格ある被保險者より診療を求められたるときは其の資格あることを證するに足る健康保險署長の書面の提出を求むることを得るものとす。

**第十條** 診療擔當者健康保險法施行規則第四十七條第一項及第五

十一條第一項の規定に依り療養證明書の交付を求められたるときは直に之を交付するものとす。

**第二十一條** 診療擔當者被保險者より保險給付の支給を受けるに必要なる證明書又は意見書の交付を求められたるときは直に之を交付するものとす。

前項の證明書及意見書に關する料金は被保險者に對し之を請求せざるものとす。

**第二十二條** 診療擔當者左の場合に於ては遅滞なく之を健康保險署長に通知するものとす。  
一、事故が被保險者の闘争又は混争に因り生じたものなるとき  
二、被保險者正當の事由なくして診療に關する指揮に従はざるとき  
三、被保險者詐偽其の他不正の行爲に因り診療を受け又は受けむとしたるとき

**第二十三條** 診療擔當者は一定の様式に依り毎月診療報告書を調製し翌月十日迄に健康保險署長に報告するものとす。

**第二十四條** 診療擔當者は診療所に一定の様式に依る表札を掲ぐるものとす。

**第二十五條** 診療擔當者の診療所より片道半里以内の往診の場合には被保險者に車馬賃を請求せざるものとす。

**第二十六條** 診療擔當者は診療所より四里以内の里程に在る被保險者よりの往診の請求に應ずるものとす。

所轄健康保險署と日本醫師會と協議し別段の定を爲したる場合に於ては前項の里程を超え被保險者よりの往診の請求に應ずるものとす。  
**第二十七條** 日本醫師會は診療擔當者を定めたるときは遅滞なく一定の様式に依る届書を診療擔當

者の診療所在地を管轄する健康保険署の署長に提出するものとす前項の届書に記載すべき事項に變更ありたるときは其の都度遅滞なく之を届出づるものとす。

**第二十八條** 日本醫師會は診療擔當者を常に監督し其の義務を怠りたる者に對しては戒告を與へ又は之を除名するものとす。

**第二十九條** 本契約中第二十三條第二十四條及第二十七條の様式は政府と日本醫師會と協議して之を定むるものとす。

**第三十條** 日本醫師會は本契約に依る診療に關する帳簿及書類を其の完結の日より十二年間保存するものとす。

**第三十一條** 日本醫師會は診療擔當者をして其の診療に關する帳簿及書類を其の完結の日より十二年間保存せしむるものとす。

**第三十二條** 政府は前二條の帳簿及書類を檢閲し又は日本醫師會より本契約に依る診療に關し報告を徴し得るものとす。

**第三十三條** 政府は日本醫師會に於て引請けたる診療に付著しき支障を來したるときは本契約を解除し又は地域を限り本契約の効力を停止することを得るものとす。

**第三十四條** 本契約の期間は正十五年 月 日より大正十六年三月三十一日迄とす。

**第三十五條** 本契約に於て被保險者とは健康保險組合の組合員に非ざる被保險者(政府事業に使用せらるる被保險者にして健康保險法施行令第七條の規定に依り内務大臣の指定したる共済組合の組合員を除く)及其の被保險者の資格喪失したる後仍舊養の給付を受けるべき者(健康保險法

第四十八條の規定に依るものを除く)とす。右契約の確實を證する爲本書二通を

### 覺書案

政府と日本醫師會とは健康保險法に基き政府の管掌する保險の被保險者の診療に關し契約を締結するに付ては左の覺書と交換し相互其の條項の履行に努むるものとす。

- 一、日本醫師會は診療擔當者をして健康保險の精神に則り常に公正にして懇切なる態度を以て診療に當らしめ被保險者に對し苟も差別的取扱を爲すが如きこと無からしむること。
- 二、日本醫師會は診療擔當者をして健康保險に關する法令を詳細に研究せしめ其の取扱手續等に付過誤無からしむること。
- 三、日本醫師會は診療擔當者をして其の定めたる診療時間に於て診療を爲すの外被保險者の爲めに便宜なる診療時間を定めしむること。
- 四、日本醫師會は診療擔當者をして不必要なる診療を爲し又は不正なる書類を提出するが如きこと無からしむること。
- 五、日本醫師會は健康保險法第四十八條の規定に依り法定の期間を超え繼續して診療を爲す場合に於ては診療擔當者をして之を引請けしむること。
- 六、前項の報酬額は通常報酬額より其の三分の一を減じたる額とする。
- 七、前項に依る診療に對する報酬は診療擔當者に對し其の診療所々在地在を管轄する健康保險署より直接支拂を爲すこと。
- 八、日本醫師會は健康保險法第二十三條の規定に依り政府及健康保險組合に於て被保險者の健康を保持する爲必要なる施設を營す場合は之を援助すること。
- 九、政府に於ては將來必要に依り被保險者の爲に特殊の疾病に付病院又は療養所を設置する場合に於ては正 年 月 日附政府と日本醫師會との間に締結したる契約書第六條及第七條の官立病院に準じ取扱ふものとす。
- 十、政府は被保險者に對し診療を受くるに付ての心得を周知せしむるに努むること。
- 十一、政府と日本醫師會との間に締結する契約の更新に付ては別に協議すること。
- 十二、傳染病猖獗等に依り診療費に著しき増加を來したるときは政府と日本醫師會との間に於て政府より日本醫師會に支拂ふ報酬額の増加に付協定することあるべきこと。
- 十三、大正 年 月 日附政府と日本醫師會との間に締結したる契約書第六條に依り定めたる被保險者一人に對する診療報酬額は將來の實績に依り増減する場があること。
- 十四、日本醫師會は健康保險に關し社會局又は健康保險署に於て特に爲す調査又は照會に應ずること。
- 十五、診療擔當者或被保險者との關係を圓滑ならしむる爲健康保險當局及日本醫師會双方より委員を出し協議し開くことあるべきこと。

社會局長官 氏 名印  
事務所在地 日本醫師會長 氏 名印

作製し双方連名調印の上各一通を所持するものなり。  
大正十五年 月 日

右契約書に依るに、團體自由選擇主義に基き醫師會年來の主張は極めて有利に貫徹された跡が歴然として

居る、例へば被保險者約百五十萬人に對する養給付額を一ヶ年約七圓四十二錢六厘七毛と定め、之が總額約一千百萬圓全部を日本醫師會に一任したること、並びに、醫師會員の自由意志に依り保險費たること、拋棄し得る等の契約は社會局當局が一に醫師界の主張に耳を藉した結果に外ならぬ。

唯右診療の報酬總額中事務費約五乃至六パーセントと官立病院並に藥劑師に充てらるべき費用が控除せられた。而して今後問題は各府縣を單位として配付せらるべき日本醫師會の請負總額が個々の保險醫に對し如何なる結果を與ふるか、近く診療規定が決定せられる模様であるが、今日迄の日本醫師會の態度に依る點數主義に基きべく觀測されこの點こそ開業醫の刮目すべき點であらうと謂はれて居る。

### 政府との契約案に就き

#### 北島日醫理事長談

今回發表の政府との醫療契約案に關し、北島博士は日本醫師會理事長の資格を以て左の如く語つた。

**我醫師界** の大問題健康保險の療養給付に就ては此度愈々政府と日本醫師會との間に契約を締結せんとする迄に運んだことは吾人の大に喜ぶことである我々は曩に團體自由選擇主義を高唱して其の達成に努力幾多の難關があつて其目的を達することは容易でないと思つた。或る者は醫師會に斯くの如き大事業を負担するの實力あるやな疑つた。又醫師會は法規上斯くの如き事業を負担する能力あるやを疑つた。醫師會に於て引請くることには如何なる形式に於てすべきや等が問題であつた。内務當局に於ては慎重論議研究せられた事と思ふが遂に今回の案の如き形に於て殆んど全部の請負を爲さしむることとなつた、之れ要するに長岡社

會局長官、湯澤保險部長其の他當局の能く醫師會の立場を諒解し居られたる社會の大勢より斯くするを以て適當なりと信ぜられたるに依るもので我々の誠に欣びとする處である。醫師會に於て被保險者の診療を引請けたる以上は充分其の満足する様にせねばならぬ。自由選擇の主義より見れば

**開業醫師** の邊てが之に従事することは恐ろしき事であり亦醫師會員として之に従事することが權利であると思ふ、然し之に付ては何等の強制もない又強制すべきものでもない、之に従事することを欲せざる者は勿論其の權利を行使せなくて辭しても差支ないのである、郡市區醫師會(道府縣醫師會)に於て診療擔當者名簿を作りて保險署に届出で又は診療擔當者は其標札を掲げて被保險者の便に供するのである。醫師が診療擔當者の強制を受けるか否か云ふ事は先日来種々の議論があつたが之は能く事實の内容が分明でなかつた爲め以上述べた如く別段心配されるに及ばぬことである。醫師の自由選擇は府縣を單位とするのであるが往診は特別の協定なき場合には

#### 四里以内

を而して車馬費は半里以上は患者の負擔である。診療の報酬に就ては政府は日本醫師會に被保險者一人に付一年七圓四十二錢六厘七毛を月割として支拂ふものである然し此の内から官立病院に支拂ふものと藥劑師に支拂ふものを引去りて渡すのである而して此額は政府に於ける當該療養の全部である斯くの如く政府は豫算中より一文も残さずして渡されたことは誠に紳士的事で氣持のよき仕方である此一人當の額は元より豊富とは言はれぬが然し決して悲觀すべき程の少額でもなからぬ。外國より見ると先づ相當の額と思ふのであるが二三年の成績を見ても不足なる事が明白なれば増額も出て来ると思ふ、醫師の診療報酬は動勢に依り點數計算の法を用ゆる者である此の點數の定め方は相當議論があらむと思ふ充分慎重

に考慮したい而して毎月醫師から其の勤勞の事項即ち點數を翌月の初迄に都市區醫師會に届出でしめ都市區醫師會は之を道府醫師會に報告し道府醫師會は其の月の點數を算出し之を日本醫師會より配當する診察報酬金即ち其の道府縣内の被保險者の人頭割にて渡されたる金高に對し按分して一點當りの金額を定め之に依り計算し都市區醫師會の手を經て醫師に支拂ふのである。此の事務に要する費用は政府より受取る金の内より支拂ふことが出来るが其の費用はなるべく少額でなければならぬ各醫師會に於て要する費用を豫算し社會局の承認を受くることを要するのである。而して事務を取扱ふ爲に各醫師會に

### ●長岡長官訓示

【保險署長會議に於て】

去る八日より十三日まで内務省社會局大會議室に於て開催せられたる全國保險署長會議の第一日長岡社會局長官は重要左記の如き訓示を試みられた。

#### 社會局長官訓示

茲に滿般全國に亘りて設置せられたる健康保險署の署長各位の第一回の會同を煩はし健康保險事業の事務に關し講究を行ふに當り所懐の一端を述べたる機會を得ましたのは洵に欣快とする所でありませぬ。

抑々健康保險は我國創始の事業でありまして其の社會政策の見地より極めて重大なる使命を有することは今更言を俟たない所でありませぬ。惟ふに自己の勞働力を以て唯一の生活資源とす。實業生活者又は之に類する小額所得者に於ては一旦不慮の災厄又は疾病に遭遇して其の勤勞の能力を喪失したる場合は直ちに生活の脅威に苦しまなければならませぬ。此の災厄に備へ以て勞動者又は小額所得者の經濟生活の安定を圖り又健康を恢復増進して勤勞の能力を保全する云ふことは常に小額所得者保護の重要な施設たるに止まらず延いては國家産業の進展に資する所以でありまして今日世相に於ける社會施設中最も切實なる必要を感ずる所であるが即ち大正十一年四月二十二日公布せられたる健康保險法でありませぬ。

健康保險法は去る七月一日より既に其の一部を施行せられたが保險に關する給付又は徴收等の實際の事務は明年一月一日より實施せらるることになつて居ります。而して其内政府の管掌する

健康保險に關する事務を掌らしめんが爲め去る十月一日を以て全國五十ヶ所に健康保險署を設置するに同時に署長以下職員の任命を見るに至つたのであります。從來當局に於て社會的施設を計劃實施したるものは多々ありませぬけれども斯くの如く全國に亘り現業官廳を敷いて統一したる組織と安火なる規模の下に多數國民の福利を増進するに謂ふ力強き施設は今回が初めてでありませぬ。之れ、之れ、當局に於て行ふ最初の徹底したる社會的施設であること云ふべきものであります。亦此の事業の成績は將來漸次行はるべき各種社會保險の試金石であつて其の企劃遂行の上に重大なる影響を及ぼすものであります。是れを以て責任は甚だ重大であること謂はばばなりませぬ。

各位は赴任後行李を解く暇も無く當りの準備を整へて此の會議に出席せられましたので其の勞は多しとするものであります。而して、職を考ふれば健康保險實施に至る迄僅か七十日を餘すに過ぎず、此間萬般の準備を爲し保險者の陣容を整ふる爲に幾多の爲すべき事項が残されて居るのでありまして尙一層諸君の努力を煩はさなければならぬと存じます。

健康保險法は内容廣汎複雑であつて之が運用に付ては慎重なる考究を要するは勿論でありまして其の適用を誤まらんか或は被保險者の福利を害し或は産業の進展に影響を及ぼす等重大なる關係を生ずるのであります。故に之等法規の講究は固より産業及び勞動事情をも充分に査察して所期の効果を擧ぐるに遺漏なき様務めらるること共之が實施に不離の關係にある會計手續等も付て研究を遂げまして其の確實且つ迅速な期し荷も不正不當の收支なき様致され度いのであります。而かも今回諸君の部下として任命せられたる者には健康保險に關する事務に全然關係なき者が大部分でありまして之を教養し統制して行くこと云ふことは署長として當り果すべき重要な責務の一つでありませぬ。本日より一週間研究せら

たる事項を參考として夫々部下の職員を指導誘掖して健康保險に關する法令の周密なる研究を爲さしめ以て法の適用の宜しきを得しむることに努められ度いのであります。

### ●東都學生醫齒藥學術聯盟

今回慈惠醫大、日本醫大、東京醫專、日大醫科の學生が相寄つて東都學生醫齒藥學術聯盟を組織し、左記宣言及び趣意書を發表した。

#### 宣言

吾人は專攻學術上の立場より現代社會に爲すことあらんとし茲に東都學生醫齒藥學術聯盟を組織す。

#### 趣意書

現今醫齒藥界は長足の進歩をなせり。雖も、今や時代の趨勢として新界幾多の問題は之れを實地家にのみ委れ、吾人等を以て徒らに拱手傍觀せしむ可き時に非ず。吾人等學徒が純眞なる研學の立場より我等社會の過去、顧み現實を直視するの時、社會の先驅者として立つべく將來愈々多事なるを思はしむ。

茲に於て吾人等醫齒藥各專門學校及各大學一團となりて、東都學生醫齒藥學術聯盟を組織し、學術の研究と共に之れを社會に發表し、或は社會衛生の宣傳に、豫防醫學の普及に、或は國民保健の増進に、或は惡疫の撲滅に、醫齒藥關係の諸機關團體と聯絡協調を保ち、意義ある活動を爲さんとする。

希くは此の趣意に讀せられて切に御後援あらんことを。

東都學生醫齒藥學術聯盟  
日本醫科大學講演部  
責任幹事 善坊 國臣  
日本大學醫科講演部  
責任幹事 廣田 芳男  
東京醫專專門學校講演部  
責任幹事 有賀 康雄  
責任幹事 星野 俊良  
東京慈惠會醫科大學講演部  
責任幹事 矢野 精實  
責任幹事 山岸 精實

以上は健康保險法施行に關する注意の大綱に過ぎざせんので其の詳細に付ては今日以後各主任者から説明致す筈であります。何分健康保險署の職務に付きましては不完全なる聽合と僅少なる部下と而して充分ならざる事務費を以て繁雜なる事務に當ることでありませぬ。今後諸君の勞苦は多からうと考へます。此の一大施設の爲に居員一同と共に緊張せる精神を以て事に當り周到なる注意を拂ひつゝ、勇を鼓して所期

の目的達成の爲に邁進せられんことを切に希望致す次第であります。

以上述べたる如く政府との契約案に至極穩當なる案で之に依り我醫師會多年の希望も充され又被保險者も至大の幸福を受くることとなるを信する。又